

特別養護老人ホーム管理者
各
老人保健施設管理者
様

和歌山県福祉保健部長寿社会課長
(公印省略)

違法性阻却による介護職員等の喀痰吸引等の実施にかかる
経過措置の扱いについて (通知)

平成 23 年 6 月 22 日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 72 号。以下「改正法」という。) により、社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号) の一部が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で喀痰吸引等の行為を実施できることになりました。

さらに、改正法附則第 14 条により、この法律の施行の際、現に介護の業務に従事しており、(別記)に掲げる通知 (いわゆる実質的違法性阻却関係通知) に基づき喀痰吸引等を行っている者 (以下「経過措置対象者」という。)は、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 2 項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができることとされています。

よって、経過措置対象者であって、今後も喀痰吸引等の行為を継続する予定のある者については、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請を行うようお願いいたします。

また、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者が喀痰吸引等の行為を行う場合は、同人が所属する事業所についても、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条の規定による特定行為事業者の登録を受ける必要がありますので、該当する事業所におかれましては、登録喀痰吸引等事業者 (登録特定行為事業者) の登録申請を行うようお願いいたします。

なお、介護職員等による喀痰吸引等の制度に関する概要、関係通知、県への登録申請様式等につきましては、長寿社会課のホームページに掲載していますので、参考にしてください。

記

1 経過措置の対象事業所

- (1) 特別養護老人ホーム (別記) ①・②関係
- (2) 老人保健施設 (別記) ②関係

2 申請書類 (様式は県のホームページに掲載しています。)

〈認定特定行為業務従事者認定証 (経過措置) 交付申請書類〉

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証 (経過措置) 交付申請書 (様式 17)
- (2) 住民票 (原本)
- (3) 申請者が法附則第 4 条の第 3 項各号に該当しないことを誓約する書面 (様式 4-3)
- (4) 喀痰吸引等に関する研修修了書及び、修了した研修内容、研修時間を示す資料

- (5) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書（様式17-2）
- (6) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書（様式17-3）
- (7) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認書（様式17-4）
- (8) 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書類確認表

〈登録特定行為事業者登録申請書類〉

- (1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式1）
- (2) 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-2）
- (3) 設置者に関する書類
 - (ア) 設置者が法人である場合
 - 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (4) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号に該当しない旨の誓約書（様式1-3）
- (5) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式1-4）
- (6) (5)の書類に関し登録要件に該当することを証明する書類。（別添登録適合書類チェックリストを添付すること。）
- (7) 喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士においては介護福祉士登録証、認定特定行為業務従事者については認定特定行為業務従事者認定証の写し、また看護師等の資格をもって喀痰吸引等業務を行う者については免許証の写し
- (8) 登録特定行為事業者（経過措置）交付申請書類確認表

3 申請書類提出時期

手続の順序としては、まず認定特定行為業務従事者認定証の交付申請を行い、その後、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請を行うこととなります。

認定特定行為業務従事者認定証の交付申請は、施設・事業所毎にとりまとめて申請してください。平成24年3月26日（月）以降、県において受付後、認定手続を経て、施設・事業所あてに認定証を送付します。その後、認定特定行為業務従事者認定証の写し等の添付書類と共に、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請を行ってください。

4 その他

平成24年4月1日以降、一定の移行期間（※期間については厚生労働省から示されていない。）の後、実質的違法性阻却関係通知は廃止される予定です。

なお、廃止されるまでの間は、認定特定行為業務従事者認定証の交付や登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録を受けずとも、実質的違法性阻却関係の通知により喀痰吸引等の行為を行うことはできますが、法改正の趣旨を踏まえ、事業者登録を円滑に行うため、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請は、できる限り平成24年4月中に申請願います。

（別記）ホームページに掲載しています。

違法性阻却による経過措置対象となる通知（実質的違法性阻却関係通知）

- ① 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日医政発0401第17号 厚生労働省医政局通知）
- ② 平成23年度介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修事業（平成23年10月6日老発第1006第1号 厚生労働省老健局長通知）

※参考 URL

福祉保健部長寿社会課 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/index.html>